

### 1. 参加自治体の概要 （令和4年度）

参加自治体	県＋一般市9市（県内福祉事務所設置自治数：17） 八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、菊池市、 宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市
人口	421,591人（県管轄31町村＋9市）

### 2. 事業の概要等 （令和4年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託：社会福祉法人グリーンコープ</li> <li>県が事業者への委託契約を締結し、他の参加自治体は、県と事業の共同実施に係る協定書を締結</li> <li>一時生活支援事業も同一の事業者へ委託し、一体的に実施</li> </ul>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>シェルター退所後の住まいの確保のため、不動産業者への同行、入居契約等の手続き支援を実施。</li> <li>一時生活支援事業を利用していた生活困窮者や、地域から孤立し現在の住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、個別に住居に訪問するなどにより、見守り・生活支援を実施。</li> </ul>
事業費・按分方法	17,932千円（一時生活支援事業分を含む） 按分方法：各共同実施自治体の人口に応じて按分
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時生活支援事業（地域居住支援事業）受託者と自立相談支援機関等の連携強化を目的に、年に1回意見交換会を実施。</li> </ul>

### 3. 広域実施による事業の立ち上げプロセス

#### 開始前

- 平成21年度より、熊本県が実施主体となり、就労意欲喚起等支援事業、中間的就労体験等支援事業、子どもの健全育成支援事業、ホームレス対策事業、消費者行政の多重債務対策事業を、社会福祉法人等に委託し、県下全域（政令市の熊本市を除く）を対象に実施。

#### 任意事業の実施検討

- 上記事業を実施することで、生活困窮者の自立支援（主に任意事業）につながるノウハウを蓄積。
- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向け、生活困窮者の多様な課題に対応するため、全ての任意事業の実施を検討。

#### 事業の立ち上げ

#### 県内自治体への説明会・意向確認

- 県内市町村の担当課や、県福祉事務所と意見交換会を実施。
- 共同実施の意向を示した市が固まった段階で、予算の概算を算定し、共同実施予定の市に対し事業費按分の案を送付。その後、実施要綱についても意見照会を行った。

#### 委託先の検討

- 委託先については、広域実施の市を含めた県下全域で事業を実施でき、就労支援のノウハウを有する法人へ委託するため、公募型の企画コンペを実施。
- 事業者との委託手続については県がまとめて対応。

#### 平成27年4月 事業開始

#### 事業実施

- 退所後の居所確保に向けての支援を実施。
- シェルター退所後も、訪問、電話等による見守り支援を行い、日常生活の問題の把握を行い、必要に応じて伴走型支援につなげることができた。
- 過去のシェルター利用者を対象に交流会を開催し、過去利用者の現状把握を行い、必要に応じて生活相談に係る関係機関の周知を行った。
- 令和4年度実績（広域実施分）：利用者264名